

# 社会福祉法人からしだね

## 職員倫理規程

### (目的)

- 第1条 この規程は社会福祉法人からしだね（以下「法人」という）に従事する職員として、利用児童および保護者（以下「利用者」という）の基本的人権を尊重し、利用者主体の事業を推進する専門家としての自覚を持つために定める。
- 2 この規程における倫理・行動基準は基本的姿勢であり、絶えず自己点検・相互点検する中で、自己変革に努めなければならない。

### (基本的理念)

- 第2条 法人は、職員倫理に関する基本理念を以下の通り定める。
- ①発達支援を必要とする利用児童を一人の人間として尊重し、地域で育ち、学び、生活する権利を守る担い手とする。
  - ②利用者の人間としての個性、主体性、可能性を尊び、自己実現を支援する。
  - ③利用者に対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護する。
  - ④障害の有無に拘らず、利用者の権利を守る担い手となる為に、利用者とともに成長するという姿勢を持ち、日々自己変革に努める。
  - ⑤施設組織の一員として、個人の責任を果たし、利用者・職員から信頼される職員となる。
  - ⑥職員は事業の発展と、利用者の豊かな生活を保障するために、新しい事業・実践の創造に努める。

### (職員の態度)

- 第3条 職員は支援に臨む姿勢として以下のことを心がけなければならない。
- ①自分の健康については自己管理を行い、体調を整えて仕事に臨む。
  - ②利用者に笑顔で接し、あいさつをきちんとする。
  - ③利用者が安全で快適に過ごせるように施設を清潔にし、整理整頓を心がける。
  - ④利用者の話をよく聞き、あるいは、身振りや態度から要求やその日の状態を把握し適切な対応をする。
  - ⑤利用者が事故やけがをおこさないように、環境を整えるとともに、目配り・気配りを怠らない。

- ⑥一人一人の人権を守っていく。
  - ・利用者のプライバシーを守る。
  - ・職員の気分で対応を変えたり、利用者を好き嫌いで判断したり、侮辱するような態度をとらず、平等で利用者の目線に立った対応を心がける。
  - ・利用者に対する体罰はどんな理由があってもおこなわない。
  - ・威圧的な態度、言葉遣いはしない。
  - ・呼び捨ての廃止。年齢に応じた適切な呼称を使用する。
  - ・同性介助を基本とする。
- ⑦職員の都合で、利用者の必要とする支援をおくらせない。

(利用者との問題解決の方法)

第4条 職員は利用者との問題解決のために、以下の基準に基づいて行動しなければならない。

- ①職員は、事故等が発生し緊急を要する場合は、現場の判断で適切な対応を早急に行う。この、初動の善し悪しが事態の進展に決定的な影響をあたえる。
- ②問題がおきた場合は速やかにかつ正確に施設長・主任・室長に報告し、職員が連携し、組織として事態に対応する。問題を曖昧にしたりごまかす行動は、問題を複雑にしたり、職員同士の信頼関係をも失墜させることを肝に銘じる。
- ③職員は問題解決に対する力量を身につけ実行する。
  - ・緊急時に対応できる予備知識と技術（救急医療・パニック・てんかん発作・脳性まひの利用者の緊張等）
  - ・問題になっていることの核心を見極め、問題解決の見通しを明らかにする分析力をもつ。
- ④問題解決の方法については合意を得るために、利用者によく協議し、合意したことについて職員は責任をもつ。
- ⑤職員に非がある場合は率直に謝罪し、改善にむけての努力を行う。

附則

この規則は2011年4月1日よりこれを施行する。